

日 時：平成28年7月13日（水）13:00～14:05

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第78回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第78回資源管理分科会

1 開 会

開会 平成28年7月13日(水) 13時00分

閉会 平成28年7月13日(水) 14時05分

2 出席した委員の氏名(敬称略)

委 員	大森 敏弘	嘉山 定晃	川崎 一好	長瀬 一己
	東村 玲子	柳内 克之	山川 卓	

特別委員	白石 嘉男	千葉 康則	東岡 保	本間 新吉
	横内 武久			

3 水産庁側出席者

長谷水産庁次長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 太田審議官 中企画課長
藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際課長 神谷漁場資源課長 伊佐栽培養殖課長
武井資源管理部参事官 加藤資源管理推進室長 斎藤沿岸・遊漁室長
中奥内水面漁業振興室長 田中首席漁業調整官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	
【諮問事項】	
諮問第 266 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき基本計画の検討等について	1
諮問第 267 号 内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について	4
【報告事項】	
(1) 指定漁業の許可等の一斉更新について	8
(2) 太平洋クロマグロの管理の方向性について	10
【その他】	16
3 閉 会	17

○管理課長 それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまから第78回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます、管理課長の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、水産庁側の7月以降、異動がございましたので、御紹介させていただきます。

企画課長の中でございます。

○企画課長 よろしくお願いいたします。

○管理課長 資源管理部参事官の武井でございます。

○資源管理部参事官 よろしくお願いいたします。

○管理課長 それで、本日の会場につきましては、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際は、事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただき、それから御発言をお願いしたいと思います。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。

本日は、資源管理分科会委員9名中7名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をいたしております。

また、特別委員は、15名中5名の方に御出席をいただいております。

では次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますけれども、議事次第の後ろに資料一覧がございます。資料1から資料5まで、ちょっと本日、いろいろ資料が多々ございますので、まずは御確認をいただければと思います。よろしいでしょうか。もし無いようでしたら、事務局のほうまでお申しつけくだされば結構かと思っております。

また、報道関係の方、もしカメラで入っておられる方がいらっしゃいましたら、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方は御退席をお願いいたします。

それでは、議事のほうに入りますので、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様、御多用の中、御参集くださりましてありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が2件、報告事項が2件でございます。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第266号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 管理課長の藤田でございます。以後、ちょっと座って御説明を申し上げます。

諮問事項第266号につきまして御説明をいたします。

本日お諮りいたします諮問第266号につきましては、三重県におきますマイワシの平成28年漁期のTACの配分量を、参考資料の「TAC期中改定の基本ルール」のケース2、漁場形成に応

じた配分量の調整というものに基づき改定を行うものでございます。

お手元の資料2が今回の諮問内容でございますので、まず朗読をさせていただきます。

28水管第691号

平成28年7月13日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定
に基づく基本計画の検討等について
(諮問第266号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

諮問文は以上でございます。

それでは、具体的な内容について、資料を用いて御説明をいたします。

まず、先ほど申し上げました参考資料「TAC期中改定の基本ルール」をごらんください。

都道府県に対しますTACの当初配分でございますけれども、過去の漁獲実績に応じて行われております。ただ、特に浮魚資源を対象とする県の知事管理漁業につきましては、その年ごとの漁場の偏りぐあいによって漁獲が大きく変動するという特徴がございます。漁期の途中におきまして、実際の漁獲状況に応じて追加配分を行う仕組みとして、期中改定のこのケース2ですね。真ん中のほうにあるかと思えますけれども、ケース2、漁場形成に応じた配分量の調整というものを設けておるところでございます。

次に、資料の2-1をごらんください。横長の資料になります。1ページのオレンジ色、あと2ページのオレンジ色でマークをしている部分が、今回の諮問に関係するところでございます。

続いて、最後のページになります。グラフが入っている縦長の3枚目をごらんください。本年、三重県におきましては、マイワシの漁獲が、漁期開始以降、例年になく急激に伸びておりまして、

県からTAC配分増加について要望がございました。

3ページ目の上段のグラフに、これまでの三重県の漁獲状況、赤い実線で示してございます。5月までの漁獲量、これは速報値でございますが、約1.8万トン、TAC消化率で59%となっております。これは、過去5年で最も漁獲が多かった平成27年漁期と比べましても、3倍ぐらいになるということでございます。今後の漁獲の伸びを、近年の漁獲実績をもとに、5月までの漁獲量と漁期末までの漁獲量のこれまでの相関関係を用いまして推計したところ、本年は最終的に6万トン程度の漁獲が見込まれるという状況になってございます。

本年の三重県へのマイワシの当初配分は3万トンでございますので、今回3万トンを追加して、6万トンに改定するというものでございます。

なお、ほかの県につきましては追加配分の要望はございませんので、変更は行いません。

同じページの下の方をごらんください。本年4月までのマイワシの漁獲実績を緑色で書いたものですね。網かけした部分ですけれども、大臣管理漁業と都道府県管理漁業を合わせましても11万トン程度でございます。TAC44万9,000トンの25%以下という状況となっております。年末、その漁期末までの漁獲量を各月の過去の5年間の最大漁獲量から見込んだところ、右下の黄色い枠内に示しましたとおり、日本全体で40万トン程度になるのではないかと現段階では予想しております。

よって、今回、三重県に3万トンを追加配分いたしましても、本年の漁獲量、実績の意味での総計といいたいまいしょうか、それにつきましては当初TACの44万9,000トンの枠内におさまると見込んでおりますので、今回の期中改定に伴う管理上の問題はないものというふうに考えております。

今回の期中改定につきましては、先ほど申し上げましたように、期中改定ルールの場合2に該当するものとして、全体のTAC管理につきましては、当初の数量、マイワシ44万9,000トンを目安として行うこととしておりますので、いわゆる漁獲変動の調整という部分に当たります。

一方、この基本ルールのケース1、資源の再評価、これは、資源全体の状況が変化した場合に対応するものとして、資源評価の再計算を行いまして、そのABCの増加に応じてTAC全体を増やすという仕組みになっております。水研機構におきましては、マイワシにつきまして、2015年生まれが卓越して多いという調査結果を昨年12月にプレスリリースされております。漁獲情報ですとか、その後の調査船調査の結果を考慮しまして、今月の末にも最新の資源評価結果が公表されるという段取りになっております。その際、2016年のABCの再評価も公表されますので、仮にここでABCが大きく増加するという場合には、次回の資源管理分科会にお諮りして、ケース1による期中改定というものも検討させていただきたいというふうに考えておりますので、あわせて御紹介といえますか、お知らせをさせていただきます。

それと、平成28年のこのマイワシTACの期中改定につきましては以上でございますが、本件につきまして、ホームページを通じてパブリックコメントを行っております。その結果、本件のTACの数量については特段の意見はございませんでした。ただ、関連いたしまして、1件だけ、漁獲量制限の対象魚種をふやすべきだという意見を1件いただいております。昨年からマダラの

TACの追加について検討を進めさせていただいておりますけれども、引き続き、こういう意見も踏まえながら、このTACの運用について検討、業務を進めていきたいというふうに考えております。

諮問第266号に係る説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。
よろしいでしょうか。

大森委員。

○大森委員 御説明のとおり、ルールに則った期中改定ということですが、このTACの設定について、資源評価との時期的なずれがある中で、生じることになるんですけれども、本来的には、期中改定ではなくて、正規な改定の時にしっかりと議論されるべきであり、期中で度々改定が起こることで、資源評価の確からしさがマイナスに捉えられることがないように、しっかり取組んでいただきたいと思います。

○山川分科会長 御意見ということで承ったということで、よろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

では、特に御発言がなければ、諮問第266号については原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは次に、諮問第267号「内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について」、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○内水面漁業振興室長 私、栽培養殖課内水面漁業振興室長の中奥でございます。説明をさせていただきます。座らせていただきます。

本件につきましては、昨年6月、うなぎ養殖業が内水面漁業の振興に関する法律に基づく指定養殖業ということになりまして、許可制となっております。これに基づいて昨年10月に許可の一斉更新を行ったところでございますけれども、この現在の許可の有効期間、これが本年10月31日まで、1年間の許可となっておりますことから、本年11月1日以降のうなぎ養殖業の許可につきまして、許可をすべきシラスウナギの池入れ量の総量等を定めるものでございます。

資料の3をごらんください。恐縮ですが、読み上げさせていただきます。

28水振第521号

平成28年7月13日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法
第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について
(諮問第267号)

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成28年11月1日から平成29年10月31日までと定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法(昭和24年法律第267号)第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案につきましては、別紙として本文を添付しておりますけれども、内容につきまして、資料の3-1で御説明をさせていただきます。

1 ポツの趣旨につきましては、冒頭申し上げたとおりでございます。

2 ポツの概要、具体的な内容でございますけれども、基本的な考え方は前漁期と変わっておりません。

まず、①の許可をすべき水産動植物の総量、このウナギの場合はシラスウナギの池入れ量の上限ということになるわけでございますけれども、これにつきましては、日本、中国、韓国及び台湾の4カ国・地域による共同声明の考え方、これを継続することといたしまして、前漁期と同等のニホンウナギ21.7トン、その他のウナギ3.5トンとするものです。

次に、②許可を申請すべき期間でございますが、審査等、事務作業の時間も考慮いたしまして、平成28年7月22日から10月21日までの3カ月間としております。

③許可の有効期間につきまして、法律の規定では原則として5年となっておりますが、ただし、内水面水産資源の持続的利用の確保等のために、必要な限度において、水産政策審議会の意見を聞いて、短い期間を定めることができることとされておりますので、本件の場合は、今後の国際協議の結果等によりまして許可すべき数量が変わる可能性もございますので、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの1年間としたいと考えております。前漁期と同様でございます。

以上までが諮問の対象となります。

④は、許可に係る制限または条件ということでございますけれども、一つは、国内の養殖場で一度養殖された既養殖ウナギを出荷する場合に証明書を添付すること。それから、特にニホンウナギ以外のウナギにつきましては、みだりに自然環境にこれが出ていきますと、生態系等への影響も懸念されますので、そのようなウナギを養殖する場合には、公共水面に放出しないこと、それから逸失を防止するための措置を講じること、これを許可の条件としているものでございます。

3 ポツの今後のスケジュールといたしまして、現在、並行してパブリックコメントの手続を進

めておりまして、これが今週16日までとなっております。明けて、来週、7月21日に公示をいたしまして、翌日から、許可の申請期間、これが10月21日まで、3カ月間でございます。これを受けて平成28年11月1日の許可ということにしたいと考えております。

資料の3-2というものがございまして、これを見ていただきますと、これは、養殖するウナギの制限について、これまでの取り組みの経過をお示ししております。

まず、平成26年9月に4カ国・地域による共同声明を發出いたしまして、各国・地域がニホンウナギについては直近の平成26年漁期の池入れ量から20%削減する。その他のウナギについては近年3カ年の池入れ量から増やさないということを決断しております。

これを受けまして、平成27年漁期につきましては、内水面漁業振興法に基づく届け出制度のもとで、自主的な取り組みとして池入れ制限を実施したところでございます。

続く平成28年漁期については、池入れ数量の上限を前漁期と同等としつつ、許可制度により池入れ量を管理したところでございます。

平成29年漁期につきましても、前漁期と同等の池入れ量として、許可制度により池入れ量を管理するものでございます。

それから、資料の3-3というものがございまして、これは申請を受けてからの許可を発給する際の手続をお示ししておりますが、基本的には昨年と変わるところはございまして、申請が公示の内容に即しておいて、かつ適格性を有しているという場合に、現に許可を受けている方、この方を優先して許可をいたしまして、養殖することができる数量に余りが出た場合には、くじにより残りを配分するというようになっております。

資料の3-4は参照条文でございますので、説明は省略させていただきます。

それから、参考資料としまして1から5までございまして、特に1点だけ、参考の一番最後、参考の5というのをごらんいただけますでしょうか。ワシントン条約第17回締約国会議に向けた附属書掲載提案等の状況について載せさせていただいております。

ここに書いてございまして、本年9月24日から10月5日までの間、南アフリカでワシントン条約の締約国会議、C o P 17が開催されることになっておりまして、これに向けた提案がなされたわけでございまして、4月27日の締め切りまでの間に、ウナギについてはいずれの国からも附属書掲載提案はなかったところでございます。

他方、EUからは、ワシントン条約の枠組みの中で既にヨーロッパウナギが附属書Ⅱに掲載されておりますので、それが他のウナギ種の保全にどのような影響を与えているかとか、全てのウナギ種の資源量の実態、取引の実態等について、このワシントン条約の枠組みの中で評価等を行うということを提案するということが公表されております。

いずれにしましても、附属書提案は見送られたわけでございまして、ニホンウナギの資源については依然として厳しい状況にあることには変わりございません。また、このニホンウナギに限らず、ウナギ資源に関する国際的な関心も非常に高いという状況でございますので、我が国としては、東アジア周辺諸国・地域に対する働きかけも含めて、引き続きウナギの資源管理にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御説明でございます。よろしく御審議をお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等、よろしくお願ひいたします。

白石委員、よろしいですか。

東村委員。

○東村委員 すみません、東村でございます。事実確認の質問でございます。ニホンウナギ、その他のウナギですが、資料3-2についてです。平成27年漁期はガイドライン、平成28年は許可制ということなのですが、現状、新しくウナギの養殖業を始めるということはあまり想定されていないということなのかということと、ごめんなさい、資料3-3、数量に残余がある場合のくじですね。残りは、これはくじ引きで、例えば平等割とか、希望者の間で平等割とか、そういうような感じになるのでしょうか。もう本当に事実にあることを教えていただきたいという質問です。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 中奥室長、よろしくお願ひいたします。

○内水面漁業振興室長 まず、御質問の1点目、新しい養殖業に参入というか、加わる方が想定されているのかということでございますけれども、基本的には、今、ニホンウナギ21.7トン、その他のウナギ3.5トンというものが、全て余りなく、各養殖場に配分されておりますので、現状で新たに加わる余裕はないということでございます。ただ、廃業される方とか、そういう方から許可を譲り受けて、新たに加わるということはあるかと思ひます。

それから、御質問の2点目になりますけれども、くじの方法ということで、詳細については水産庁の中でまた決裁をとりまして進めたいと思ひますけれども、昨年場合は、1キログラムずつ順番にくじを引いていきまして、結構、最初の年だったものですから多目に申請される方も多くて、ただ、多目に申請される方であっても、あくまでも1キログラムずつ順番にくじを引いて割り振っていくと。2巡目、3巡目になってもまだ余っていればよかったですけれども、1巡目でもう全て余りはなくなりましたので、くじによる配分は公平に1キログラムずつなされたということで、基本的には今年も同じようなやり方でやりたいと思ひております。

○東村委員 ありがとうございます。わかりました。すみません、ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にほかに御発言がなければ、諮問第267号については原案どおり承認をしていただいたということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第266号及び諮問第267号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

農林水産大臣 森山 裕 殿

水産政策審議会

会 長 馬場 治

平成28年7月13日に開催された水産政策審議会第78回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第266号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第267号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

それでは、この答申書を長谷次長にお渡しいたします。

(分科会長から次長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。

まず、1つ目の「指定漁業の許可等の一斉更新について」、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○企画課長 企画課長でございます。私より、資料4に基づきまして、「指定漁業の許可等の一斉更新について」御報告申し上げます。座って失礼させていただきます。

まず1ページ目からでございますが、指定漁業の一斉更新とはというふうにございますが、そもそもこちら、2ページ目に一斉更新のスケジュールというふうに書いておりますけれども、本資源管理分科会におきまして、来年4月に一斉更新についての諮問をさせていただく予定となっております。この関係で今回作業を開始する旨の報告という形でさせていただければと思います。

1ページに戻っていただきまして、そもそも指定漁業の一斉更新とはというところでございますが、その上の括りの中にありますとおり、「指定漁業」とは、漁業法に基づき、操業海域、資源状況等の面で全国的な観点から大臣が許可する漁業。その生産量は、養殖業を除く我が国海面漁業の4割を占めているということでございます。その許可に当たっては、漁業法上、農林水産大臣が、指定漁業の漁業種類ごとに許可の総隻数を公示し、その隻数の枠内で漁業者の申請に基づき許可をするという仕組みとなっております。

許可の有効期限は原則5年とされておりまして、今回、来年4月に諮問させていただく一斉更

新とは、右下の9漁業種類になっております。この度この作業を開始させていただくということでございます。

2ページ目に進みまして、この許可の総隻数の公示に関連し、漁業操業に係る規制のあり方や関連する施策のあり方についても、必要に応じて見直すこととなっております。この検討は、先ほど申し上げましたが、実際の漁業操業や経営に直結するものであることから、有識者や関係業界の代表で構成されるこの水産政策審議会の資源管理分科会において御議論いただくということになっております。

次をめくりまして、3ページでございます。3ページ、4ページは指定漁業制度の概要ということで、漁業法に規定する許可の具体的な手続であったりとか、あるいは関連省令に規定する漁業種類ごとの制限事項等について説明を入れておりますので、御参照いただければと存じます。

また、4ページをめくっていただいて、次に5ページをごらんください。具体的には、これは前回の平成24年時点での一斉更新の概要でございますが、最終的なアウトプットといたしましては、右端にありますとおり、漁業種類ごとの公示隻数、それに基づいた認可隻数という形でアウトプットが出るわけでございますが、それに当たりまして、上に主なポイントとありますが、我々として考慮した事由について上げてあります。全部で5点ございまして、東日本大震災からの復興に向けた被災漁業者の経営リスクの軽減、資源管理のための漁獲努力量の抑制、信頼の醸成に基づく漁業秩序の構築、漁業者の命を守るための漁船の安全性の確保、国際競争力の確保という観点でございます。

先ほど申し上げましたが、アウトプットとしての公示隻数、認可隻数とあわせて、左側でございますとおり、漁業法第58条1項の規定に基づく公示等とありますが、同時に一斉更新をするに当たって、いろいろと守るべき事項とかというものを定めておりますので、そのところを説明させていただきます。

公示隻数については一番上にあるとおりなんですけど、例えば、2番目のVMSの義務づけというふうでございますが、沿岸漁業との漁業調整の円滑化のための必要な沖合漁船に衛星船位測定送信機、VMSと申しますが――を設置することを義務づけて、漁業取り締まりの効率化を図ったりとか、あるいは下でございますとおり、一番下のところですね。漁業の構造改革による試験操業により漁獲能力が増加しないことが実証されたものについて、大中型まき網漁業の船舶の総トン数規制の見直しを行った。これは、例といたしましては、船員の居住空間を改善するために総トン数が増えるような場合には、それを認めるといった事項でございます。

次に6ページでございますが、これは、5年前に一斉更新を行った後も、情勢変化に応じていろいろな対応を行っております。以下はその一覧でございますので、御参照いただければと存じます。

次に7ページにまいりまして、これは御参考までに、今現在、水産庁で行っている取り組みでございますが、資源管理に関しましては、水産日本の復活を果たすために、水産資源の回復と漁業生産業の維持・増大を実現すべく、平成26年3月に水産庁内に有識者から成る資源管理のあり方検討会を設置いたしました。同年7月までに5回にわたる会合を開催し、漁獲可能量のTAC

制度や資源管理指針・計画体制等をレビューし、I Q方式やI T Q方式を議論し、マサバ、スケトウダラ、太平洋クロマグロ、トラフグの資源管理の方向性を検討いたしました。その取りまとめの結果が、この7ページの資料でございます。こういったものをベースといたしまして、今後の一斉更新の作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

8ページにおきましては、指定漁業におけるT A C対象魚種の漁獲状況についてデータを示しております。各漁業種類の漁獲量に占めるT A C対象魚種の割合というものの、これは赤い色以外の部分になりますが、大中型まき網漁では77%、沖合底びき網では63%、北太平洋さんま漁業では100%、いか釣り漁業では90%という状況となっております。

最後になりますが、一斉更新のスケジュールでございます。今後、指定漁業をめぐる状況や関係者の要望を踏まえて、具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。来月には都道府県及び漁業団体から御意見をいただく予定でおります。その上で、11月以降、資源管理分科会を3回開催。来年3月までに一斉更新の処理方針を固めて、それに基づいて公示の諮問、答申という段取りで進めさせていただきます。

前回の一斉更新では、資源管理分科会の委員を中心として、特に一斉更新対象漁業の種類ごとに関係の深い方々にお集まりいただき、小委員会という形を設置して検討させていただきましたが、今回はもう最初から広く関係者の御意見をいただくという趣旨で、小委員会は設置せず、資源管理分科会において直接御議論いただくという方式とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

では、特に御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

では、「太平洋クロマグロの管理の方向性について」を事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○審議官 資源管理部審議官の太田でございます。座って説明させていただきます。

資料5の「太平洋クロマグロの管理の方向性について」ということで、2部に分かれておまして、最初が国際的な資源管理措置についてということと、その次に国内の管理の方向性についてということで説明させていただきます。

最初の部分を私が説明しまして、その後、管理課長の藤田のほうからパート2のほうを説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、太平洋クロマグロに関します今年の主なスケジュールを書いております。8月の末からW C P F Cの北小委員会がございまして、その会合期間中にI A T T CとW C P F C北小委員会の合同作業部会を開催することとなっております。ちょっと図がなくて恐縮なんですけれども、W C P F Cは太平洋の西半分を管轄しておまして、I A T T Cは太平洋の東半分を管轄しているわけなんですけれども、クロマグロは北太平洋の東西にまたがって回遊し

ますので、WCPFCの北委員会だけでは管理が完結しないということで、IATTCにおいても別途クロマグロの管理措置を話されておるわけですが、両方の機関が一緒になって議論したほうがより効果的な管理措置が議論できるだろうということで、このような合同作業部会が開催されることとなっております。

10月にIATTC年次会合（再開会合）と書いておりますけれども、これは、2週間前でしたか、IATTCの年次会合が開催されて、太平洋クロマグロの管理措置についての議論が行われましたけれども、その場で合意に達することができなかったために、10月に再度、会合を開いて、議論することとなっております。当然、そのときには、先ほど説明いたしました合同作業部会の結果も踏まえて議論がなされるというふうに理解しております。

これらの、特にWCPFCの北小委員会の合同会合の結果も踏まえて、12月のWCPFCの年次会合で最終的な議論が行われるということでございます。

その下でございますけれども、特にWCPFCの北小委員会では、太平洋クロマグロに関して以下の四つの議論が行われる予定となっておりますが、特に2番目の緊急ルールについては、今年の12月の年次会合で一定の結論が出される見込みであると考えております。

まず最初に、その下のスライドでございますけれども、資源評価結果に基づく現行措置のレビューということで、今年の4月に、すみません、ISCというのは略語になっていて申しわけないんですけど、簡単に言うと、国際科学委員会という北太平洋の高度回遊性魚類を扱う科学機関でございますが、これが太平洋クロマグロについて暫定的な資源評価結果を公表しております。それによりますと、資源量については、2014年までですけれども、親魚資源量は1.7万トンということで、依然として歴史的な最低水準付近になっております。他方、1996年から続いていた減少傾向に歯どめがかかって、2010年以降は、2014年まで連続して資源量は増加傾向にあります。簡単に言うと、レベルとしては低いですが、最近は増加傾向にあるということでございます。

その次ですけれども、現在の管理措置、これは小型魚については2002年から2004年レベルの半減、大型魚についてはそのレベルから増やさないといたしておりますが、これを継続した場合、2024年までに歴史的な中間値以上に回復する確率が69%となっております。WCPFC上は60%以上の確率を確保しろということになっておりますので、この目標は達成できる見込みとなっております。

これらのことを踏まえて、北委員会や、さらに12月のWCPFC年次会合で現行の措置を維持していいのか、それとも修正するのかといったことについて議論されると思っておりますけれども、資源評価結果を踏まえて、適切な内容となるようにリーダーシップを発揮していきたいというふうに考えております。

それと、次のスライドは2番目の緊急ルールでございますけれども、これは、今年のWCPFC年次会合で、今年に緊急ルールの内容を決定するということに合意しております。これは、先も申し上げましたように、現行の管理措置で暫定回復目標までの資源回復の道筋は示されていて、新しい資源評価によっても現行措置で目的は達成できるというふうになっておりますが、万が一、

加入崩壊、加入というのは、卵から生まれた魚が20センチぐらいになって、漁業の対象となることを申しますが、この加入が著しく少ないような状況が継続した場合に、セーフガードとして緊急ルールというのが必要ではないかということです。

これがなぜ必要かについては後でまたもう一度説明しますが、この緊急ルールの考え方は、歴史的に経験したことのないような低い加入量が継続した場合に、短期的には親魚のこれ以上の減少を防ぎ、中長期的には未成魚から親魚への加入を促進するという観点から、相当厳しい措置を発動すべきという議論になる可能性があります。相当厳しいと言いましたけれども、一番厳しいのは、一時的には漁獲をやめましょうということで、または、例えば何年間か漁獲を半減とか、そういういろいろな議論があると思いますけれども、そういう厳しい議論になる可能性があるというふうに考えております。

それで、どういう場合に加入が崩壊するというふうに判断するかということが、その次のスライドの5番目で一つの例を挙げておりますけれども、このグラフは、1952年以降の加入量の水準をあらわしたグラフでございます、単位は千尾で、グラフを見てもらえばわかりますが、例えば1950年代には、1年間で3,000万尾以上の加入があった年もございます。それで、赤丸で囲っているところなんですけれども、1952年以降、1992年に456万尾、1993年に437万尾と、2年連続で非常に低い水準が続いたときがございます。ただし、その後、グラフを見ていただければわかりますが、劇的に加入は回復しております、このことを踏まえると、経験的に物を言わせていただければ、450万尾程度の低い加入が2年続いても、その後、資源は維持されたので、逆に言うと、例えばそういうことが3年続けて起これば、これはどう考えても異常な加入崩壊というか、非常に危機的状況であるということで、そういう状況が一つの緊急ルールを発動するための基準になるのではないかと考えております。

次のスライドにいただきました、3番目の点の長期管理方策でございます。2014年のWCPFCにおきまして、今、暫定管理目標というのを決めて、そこに向かって資源回復を図っているわけですが、それを達成した後に、長期的な管理目標、これは、いつまでどこまで資源を回復させて、その後どうやって維持していくかということと、そのための漁獲管理ルール、これはちょっと日本語で言うと非常に一般的に聞こえるんですけれども、国際的にはハーベストコントロールルールズという固有名詞がございます、これは、括弧の中に書いていますように、資源量の変動に応じてあらかじめ決めておいた管理措置を発動するルールということになります。これは、資源が減ってから、慌ててどうしようかということを決めていては遅いという過去の経験に基づいて、あらかじめ、このレベルを切ったらこういう措置を発動しましょうというふうに決めておいて、それが自動的に発動されると、そういうような漁獲管理ルールを議論していくことに合意しております。これに関しまして、アメリカや環境保護団体は著しく高い目標設定を提案しています。

その下、我々の考え方でございますけれども、最終的な目標は、条約上、原則として、最大持続生産量、MSYを達成する水準の資源量というふうに、これは明確に書かれております。ただ、過去の資源動向とか漁業者への影響なども踏まえて中間目標というのを立てて、段階的な資源量

の増加を目指すことが現実的ではないかと考えています。いきなり高い目標を設けて、そこに向かって走るといふよりは、中間目標を立てながら着実に前に進んでいくということが現実的ではないかというふうに考えております。

中間目標の設定は、そういった意味で慎重に検討する必要があるんですけども、さっき言いましたように、万が一、加入崩壊の可能性が発生した場合に備えて、セーフガードとして緊急ルールを設定することが必要です。逆に言うと、この緊急ルールがなければ、中間目標の設定も非常に時間をかけられず、すぐにやれということになる危険性がございまして、これとあわせて中間目標の設定を慎重に検討したいというふうに考えております。

漁獲管理につきましては、太平洋クロマグロの資源動向の特性を踏まえて、長期管理目標、中間目標とあわせて検討していきたいというふうに考えております。

次に、最後の漁獲証明制度でございますが、これは既に大西洋クロマグロとミナミマグロで導入されております。太平洋クロマグロにつきましても、WCPFCとIATTCにおいて重要な検討課題であるということでございます。我が国に輸入される太平洋クロマグロにつきましても、輸入先の国や地域が行っている漁獲管理や蓄養管理のモニタリングを強化する必要があると考えておまして、このために漁獲証明制度は有効に機能するというふうに考えております。

他方、これは輸入するものだけに適用されるものではありませんで、当然のことながら、我が国は太平洋クロマグロをとっておりますので、またその一部は輸出されておりますので、それについても漁獲証明制度が適用されることになるという点を踏まえまして、漁業の実態や既存の漁獲モニタリング等の仕組みも活用しながら、関係者の負担を最小限にすることを旨として、制度の構築に向かって他国と協議をしていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○管理課長 続きまして、管理課長の藤田でございます。座って説明させていただきます。

国内の管理の方向性ということで、これまでも説明を申し上げますけれども、その後の状況を改めて御説明を申し上げます。

スライドの9というのは、第1管理期間の漁獲状況のまとめになっております。第1管理期間につきましては、大中型まき網漁業が歴年で、沿岸のほうは1年半という形になっておりますので、ちょっとその比較がどうか、単純にしにくいという状況になっております。

1枚めくっていただきまして、スライドの10ですね。これは漁法別の漁獲の特徴、昨年の特徴が出ております。上の10の左側が定置網漁業の漁獲の状況でございまして、6月とかに日本海北部のほうで非常にとれているという状況ですとか、あと、10月ぐらいに太平洋北部で非常に顕著な漁獲があったという状況が明らかになっております。右側のほうがその他の沿岸のひき縄ですとか釣り漁業でございます。日本海の北部で7月ぐらいにとれているというような、ぽこんととれているとか、九州西部のほうでは12月とか1月という冬場にとれているというような状況が明らかになっております。

その下、スライド11が大中型まき網の漁獲量の累計が載っておりますが、6月にぼんととれて、その後はとっていないというか、923トンで終わったということが明らかになっております。

その次のスライドでございますが、これまでも御説明を申し上げましたように、第2管理期間につきましては本年7月1日からということで、各都道府県の方にも非常に御苦労いただきまして、計画を作成いたしました。水産庁のホームページには、大臣が定めるほうの基本計画の試行案と、あとはその準備ができたものから順次都道府県の計画についてもアップをさせていただいているという状況になっております。

この中で少し特徴的なといいますか、状況を御説明申し上げますと、スライドの14を見ていただければいいのではないかと思います。定置網のまず共同管理ということで、定置網の共同管理、17道府県が参加されるということで、定置網に係る共同管理枠が482.1トンということでございます。国の計画上は、全国、共同管理枠、一本なんですけれども、その中で、この14の下のところちょっとありますように、サブグループということで、太平洋北部と日本海北部が東側のグループ、それ以外のところが西側のグループということで、それぞれ上限を設けてうまく管理しましょうという話になっておりまして、その具体的な数字が、15、その下のスライドになります。それぞれ3期別に数字を設けまして、東と西で数字を設けて、それを目標として、漁獲状況は変動があると思いますけれども、そういうのをうまく吸収しながら管理をしましょうということで現在進めております。

具体的な内容、その中身ですが、16のスライドになります。これは特定の県のやつを抜き書きしておりますが、時期別に、何キログラム未満のやつを放流をするかとか、あと休漁日を設けるかとか、網起こしについて回数を制限するかとかいったものを各県の計画の中で書き込んでいただいております。表にすると、こういった形で書いておりまして、時期別に、それぞれの地区ごとに、クロマグロが主対象になる時期と、そうでない時期について、ちゃんと明確にやることを書いてくださいねということで措置をさせていただいております。

17は、その定置の共同管理分を除く部分のブロックごとのそれぞれどういう形で管理をするかという数字になっております。同じブロックの中でも、自分のところは単県で管理するということと、グループで管理をするということがございまして、それぞれ書いてあるような数字で進んでおるという状況でございます。

スライドの18が大中型まき網漁業の管理の状況でございまして、これも、これまで御説明を申し上げましたとおり、小型魚、大型魚ともに自主規制として管理をしていただいております、特にいろいろ議論が、意見がというかがあります、日本海の産卵期につきましては、総漁獲量は1,800トンを超えないようにということと、あと8月は操業を自粛していただくということで引き続きやっていただくという形で取り組んでいただいております。

こういったことで取り組んでおりますけれども、19のスライドにありますように、これまでお示しました、いろいろこういった計画、制度でもってうまく漁獲の変動というんでしょうか、そういうものを吸収しようとしても、どんなに努力してもうまくいかない部分というのがどうしても出てくる可能性がありまして、その場合、いろいろな意味で漁業の実態というんですか、地域の実態と合わない部分がありますので、それをうまく、逆に言うと、さらに吸収するようなシステムというのもどうしようかということで、引き続き、この調整の仕方というものについて検

討を進めたいというふうに考えております。

スライドの20が今後のスケジュールでございます。例年、クロマグロにつきましては、全国会議を8月に行い、その後に北小委員会ということで臨んでおります。今年につきましては、広域漁業調整委員会、さらには資源管理分科会におきましてもいろいろな方に御意見をいただきながら、丁寧に進めさせていただいたというふうに認識しておりますけれども、いろいろな分野の方が一斉に集まるという意味で意味があるだろうということで、全国会議は引き続き開催をさせていただいて、北小委員会のほうに臨みたいというふうに考えております。

その後、10月には、先ほど審議官のほうから説明申し上げましたように、IATTCの年次会合が、再開会合がありまして、広域漁業調整委員会、例年11月にやっておりますが、そこで状況を説明する可能性があるということと、最後、12月にWC PFCの本会合というんですか、年次会合がございますので、それに臨んでいくということで準備をさせていただいております。

その他の参考資料につきましては、今までお示ししたもののまとめでございますので、もしお時間があれば拝見していただいて、もし御質問とかがあれば私どものほうに言っていただければ結構だと思います。

状況の説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。2点、質問をさせていただきます。

沿岸漁業の第2管理期間が7月1日からもう始まっているということなんです、スライドの10、6ページの上のほうに、定置網漁業の累計漁獲量と月ごとのブロック別漁獲量というのがあるんですが、どうも、去年6月に日本海北部でたくさんとれたということになりますと、7月から始めた場合、もう6月にはとれる量があまり残ってなくなってしまってから、日本海の定置網にいっぱい入ってしまうということも考えられないわけではないですね。そうならないためにいろいろな措置が考えられているんだと思いますし、そういう考え方の上で、7月から6月という、どこから区切るかというのを考えられたんだと思うんですけれども、ちょっとそのあたりが気になりました。特に太平洋北部と日本海北部というのが同じブロックの東グループに入っておりますから、その中でまずは調整。でも、実際のところ、去年はそこが一番とれてしまったということもあって、やや心配しているんですが、その辺、どういうふうに、例えば西グループからもらってこられるだろうとか、西グループのほうがあまりとれなかったら、そっちから枠を融通してもらえそうな仕組みにもう既になっているんだろうと思いますけれどもということですね。要は、7月に始まって、6月は大丈夫なのかという心配です。

もう1点は、定置網のブロックごとのグループに入っていない県に関しては、今後、やはりグループに入ってもらったほうが、国としての管理として、体制としてはすっきりするし、融通もきくし、私としては望ましい方向だと考えますけれども、どうしても嫌という感じなのか、まだ

県内の何か条件がうまく合わなくて、それが合ったら入りそうな感じなのかという、その現段階での状況をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 では、2点、藤田管理課長、よろしく願いいたします。

○管理課長 今、東村委員から、御懸念というか、御心配の意見をいただきましたように、15のスライドを見ていただくといいかと思うんですが、こういうものの数量管理をどこで区切ったとしても、当然、全国一本でやりますと、先どり、後どりみたいな議論というのは必ず出てきます。そういった意味で、全国一本にはするんですけども、漁獲の変動はありつつも、一定の、後に来る方も不利益というんでしょうか、不平等にならないようにということで、それぞれの期間別の目標値みたいなものを定めてやりましょうということで、そういうのをやるというある意味前提で御参加をいただいているということだろうと思っております。これをうまく機能させたいというのが我々の今の状況でございます。

現在参加されていない都道府県におきましては、一部は、あまりクロマグロがとれない地区とか、あと実際にここの昨年の漁獲状況を見ていただければわかりますように、本当に定置における漁獲がえらい目に遭うなという、そういう臨場感みたいなものを感じたところとそうでないところでやはり温度差があるものですから、恐らく、この管理の枠組みを進めることによって、だんだん皆さんの理解が深まって、こういううまく調整するというんでしょうか、そういう枠組みに参加していただける県が増えていくのではないかというふうに考えております。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

千葉委員。

○千葉特別委員 定置に入った30キロ未満のクロマグロについて分離する方法とか、それを試験的にやっている場所というのがあったら教えていただきたいんですけども。

○山川分科会長 藤田管理課長。

○管理課長 定置網におきます混獲回避というのは、完全にできるわけではないんですけども、去年は、農水省の予算におきまして、技術会議関連の予算なんですけれども、青森県の深浦のほうで実験をさせていただきまして、それで、今年の4月だったと思うんですけども、その結果を公表させていただいております。それでその中では、例えば遊泳する水深みたいなものが若干違うとか、あと、やはり網揚げの回数を極端に言うと減らすことによって、魚が出ていくというような可能性があるのではないかということが明らかになっておりまして、今年度も別というか、延長線上にあるんですけども、予算におきまして提案公募型の予算に関係者の方で応募をさせていただきまして、それが採択されておりますので、引き続き、技術開発というんでしょうか、その面についても検討を進めていきたいというふうに考えております。

○千葉特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。

その他ですけども、何かございますでしょうか。

特にないようですので、次回会合の日程について事務局から御案内をよろしくお願いいたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、9月16日の金曜日の午後を開催するという予定で現在調整をさせていただいております。確定次第、事務局のほうから連絡をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 9月16日ということだそうです。よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事についてはこれで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。